

# 平成23年度 地方分権振興交付金報告書



平成24年12月

総務省自治行政局行政課

## 目次

はじめに .....	2
I 地方自治法施行60周年記念式典の開催 .....	3
II 地方自治法施行60周年記念貨幣の発行等 .....	4
III 地方分権振興交付金の創設 .....	16
IV 平成23年度地方分権振興交付金報告書 .....	17
1. 富山県 .....	18
2. 鳥取県 .....	22
3. 熊本県 .....	27
4. 滋賀県 .....	32
5. 岩手県 .....	37
6. 秋田県 .....	42
V 参考資料 .....	47
・地方分権振興交付金交付要綱 .....	48

## はじめに

地方自治法が施行されて60周年に当たる平成19年に、国民を挙げて往時を回顧し、地方自治の意義と重要性とを再認識することにより、各地方公共団体の一層の発展と地方自治の伸展を期するとともに、地方自治の本旨の実現と民主主義の確立に寄与するため、記念式典の挙行、地方自治に関する功労者の表彰等、様々な記念事業が行われた。こうした中、当該記念事業とあわせて、地方分権、地方活性化の一層の推進を図るため、地方自治法施行60周年記念貨幣を概ね10年間にわたって発行することとした。

各年度の発行団体については、財務省に設置された「地方自治法施行60周年記念貨幣の発行に関する会合」の検討結果を踏まえて決定され、既に発行された団体を含め、平成24年11月現在、平成25年度前半発行分までの28団体の図柄が決定されており、各団体の創意工夫を活かしながら、地域の美しい風物や重要なイベントを織り込んだ図柄となっている。

総務省では、記念貨幣の発行を契機に、都道府県による地方分権及び地域活性化の一層の振興を図ることを目的とし、記念貨幣の図柄の考案又は記念貨幣の発行に関連して行う事業、地方自治の伸展との地方自治法施行60周年記念の趣旨に沿って行う地方分権等の振興に資する事業に要する経費の一部に対する地方分権振興交付金を創設し、3,500万円を上限として当該団体の事業を支援するために予算措置を行った。

当報告書は、地方自治法施行60周年記念貨幣の発行概要、地方分権振興交付金の交付概要、平成23年度に発行した6県の報告書及び平成24年度以降の発行概要等を取りまとめたものである。

## I 地方自治法施行60周年記念式典の開催

### 【趣 旨】

平成19年は、昭和22年5月3日に地方自治法が施行されて60周年に当たる極めて意義深い年である。このような大きな節目の年にあたり、国民挙げて往時を回顧し、地方自治の意義と重要性とを再認識することにより、各地方公共団体の一層の発展と地方自治の伸展を期するとともに、地方自治の本旨の実現と民主政治の確立に寄与するため、天皇皇后両陛下のご臨席を仰ぎ、記念式典を挙行し、あわせて地方自治に関する功労者の表彰等を実施。

【日 程】 平成19年11月20日(火) 11時

【場 所】 東京国際フォーラム

### 【式典のはこび】

天皇皇后両陛下御臨席	
国歌吹奏	東京消防庁音楽隊
開式の辞	総務副大臣
式辞	総務大臣
地方自治功労者表彰	総務大臣
天皇陛下おことば	
祝辞	内閣総理大臣 衆議院議長 参議院議長 最高裁判所長官
決意表明	地方公共団体代表者
閉式の辞	総務副大臣
天皇皇后両陛下御退席	

### 【地方自治法施行60周年記念事業の概要】

#### (政府)

- ・ 地方自治法施行60周年記念式典
- ・ 地方自治功労者表彰(地方公共団体の議会の議員、職員及び民間人)等

#### (地方公共団体)

- ・ 各種記念行事の開催
- ・ 広報等への掲載

#### (関係団体)

- ・ 記念シンポジウム、記念セミナーの開催等
- ・ 記念宝くじの発売
- ・ 各種雑誌の特集号の編集

## Ⅱ 地方自治法施行60周年記念貨幣の発行等

### 【基本的な方針】

記念貨幣は、通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律第5条第2項に基づき「国家的な記念事業として閣議の決定を経て発行する」とこととされ、これまでの対象事業の記念性・過去の発行例等を勘案の上、発行を決定した。

(参考) これまでの記念貨幣の発行例を類型化

1. 皇室の御慶事に関するもの(御在位10年、50年、60年、御即位、御成婚)
2. 国際的行事に関するもの(オリンピック、国際博覧会、アジア大会、W杯大会)
3. 国家の構造、主権に関するもの(内閣制度100周年、裁判所制度100周年等)
4. 国家的プロジェクトに関するもの(青函トンネル、瀬戸大橋、関西国際空港等)

### 【目的】

昭和22年5月3日に地方自治法が施行されて60周年に当たる本年、国民を挙げて往時を回顧し、地方自治の意義と重要性とを再認識することにより、各地方公共団体の一層の発展と地方自治の進展を期するとともに、地方自治の本旨の実現と民主主義の確立に寄与するため、記念式典の挙行、地方自治に関する功労者の表彰等、様々な記念事業が行われている中、当該記念事業とあわせて、地方分権、地方活性化の一層の推進を図るため、今後概ね10年間にわたって各都道府県のデザインした図柄により発行するもの。

### 【発行団体等の決定】

平成20年度以降の発行団体等については、財務省に設置された地方自治法施行60周年記念貨幣の発行に関する会合により検討することとされ、概ね以下のとおり決定された。(参考：平成19年12月18日(火)会合資料より)

#### 1. 発行時期

- ・平成20年夏以降、原則として平成28年までの間、年5～6都道府県ずつ、47都道府県について発行
- ・プレミアム型は、原則として年5～6回に分けて、順次発行
- ・引換型は、原則として年2回に分けて、順次発行

#### 2. 発行順序

- ・サミット等のような重要な国際会議に代表されるように、それぞれの地域における国際的、歴史的に重要な行事と連携するものを優先させる。
- ・風物・史跡や歴史をテーマとする場合については、例えば世界遺産等国际機関からの指定・認定の前後のものや、関連する歴史的行事の開催などと連携するものを優先させる。
- ・上記の行事には、国内で毎年開催されるものは含めない。
- ・21年度以降の発行順序については上記の考えに基づき決定し、調整が必要な場合には、「地方自治法施行60周年記念貨幣の発行に関する会合」メンバーから構成される小会合(以下、「小会合」という。)にて検討を行う。

※ その後、各年ごとの発行団体数は、全国知事会、財務省、造幣局との協議により、年6～7都道府県ずつ発行することとなった。

### 【発行団体及び発行予定団体とそのデザイン】

- ・財務省に設置された「地方自治法施行60周年記念貨幣の発行に関する小会合」での検討をふまえ、財務省において、これまでに平成26年度前半の発行団体までが決定されている(別添参照)。

## 発行団体及び発行予定団体 ①

発行年度	小会合における 検討	発行団体決定	発行団体及び発行テーマ	図柄等の決定 (次頁以降参照)
H20年度	H20.1.16 第2回本会合	H20.1.16	北海道：洞爺湖サミット	H20.5.13
			京都府：源氏物語千年紀	H20.6.24
			島根県：石見銀山世界遺産登録	
H21年度前半	H20.6.6～18 第1回小会合	H20.6.24	新潟県：特別天然記念物「トキ」放鳥	H20.12.5
			長野県：日本アールプスや国宝善光寺などの豊かな自然と文化	
H21年度後半	H20.9.3 第2回小会合	H20.9.19	茨城県：科学技術創造立県	H21.6.5
			奈良県：平城遷都1300年祭	
H22年度前半	H21.2.4 第3回小会合	H21.2.26	高知県：坂本竜馬と太平洋～時代を切り拓いた土佐人とその風土	H21.12.8
			岐阜県：長良川の鵜飼	
			福井県：アジアの恐竜研究拠点	
H22年度後半	H21.11.13 第4回小会合	H21.11.24	愛知県：生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)	H22.6.18
			青森県：りんごとねぶた(ねぶた)、三内丸山遺跡等	
			佐賀県：佐賀県を代表する人物である大隈重信侯とその功績	
H23年度前半			富山県：「立山・黒部」の自然と人間の関わり ～信仰・砂防・発電・観光～	H22.10.8
			鳥取県：鳥取砂丘、浦富海岸に代表される山陰海岸の景観	
			熊本県：阿蘇	

## 発行団体及び発行予定団体 ②

発行年度	小会合における 検討	発行団体決定	発行団体及び発行テーマ	図柄等の決定 (次頁以降参照)
H23年度後半	H22.9.16～28 第5回小会合	H22.10.8	滋賀県：マザーレイク 恵み豊かな琵琶湖	H23.5.24
			岩手県：平泉の文化遺産	
H24年度前半			秋田県：白瀬中尉の南極探検100周年	H23.10.7
			沖縄県：沖縄復帰40周年	
H24年度後半	H23.5.2～H23.6.6 第3回本会合	H23.6.10	神奈川県：武家の古都・鎌倉	H24.4.17
			宮崎県：宮崎県庁本館の景観重要建造物指定	
H25年度前半			栃木県：とちぎの魅力 豊かな自然・文化・歴史	H24.8.28
			兵庫県：コウノトリ	
H25年度後半	H24.5.22～H23.6.4 第4回本会合	H23.6.15	大分県：八幡宮総本社宇佐神宮と大偉業を果たした相撲の達人	未決定
			宮城県：慶長遣欧使節派遣400周年	
H26年度前半			広島県：ひろしまの魅力を発信する観光資源	未決定
			群馬県：富岡製糸場と絹産業遺産群	
H25年度後半			山梨県：富士山	未決定
			静岡県：富士山	
H26年度前半			岡山県：晴れの国おかやまの豊かな自然と歴史・文化	未決定
			鹿児島県：屋久島世界自然遺産登録20周年	
H26年度後半			山形県：日本人の心のふるさと美しい山形	未決定
			三重県：日本人の心のふるさと伊勢、熊野	
H27年度前半			愛媛県：築120周年を迎える道後温泉本館とえひめの美しいしまなみ	未決定

○地方自治法施行60周年記念貨幣の図柄(平成20年度発行分)

額面	各都道府県共通(裏面)	北海道	京都府	島根県
千 円				
	雪月花 発行枚数	洞爺湖とタンチョウ 10万枚	国宝「源氏物語絵巻」酒木 三(部分) 10万枚	おとしおさめちよらぎん ぼたん 御取納丁銀と牡丹 10万枚
	販売時期	平成20年7月	平成20年10月	平成20年12月
五百円				
	古銭のイメージ 発行枚数	洞爺湖と北海道庁旧日本庁舎 210万枚	国宝「源氏物語絵巻」酒木 二(部分) 205万枚	どうたく 銅鐸とその文様・絵画 197万枚
	引換時期	平成20年12月10日(水)(3道府県同時)		

(注1)千円貨幣は、独立行政法人造幣局が、販売価格(6,000円)に基づき販売するプレミアム型の記念貨幣。  
 (素材に貴金属(純銀)を使用し特殊な技術を用いて製造することから、貨幣の製造等に要する費用が額面価格を上回るもの。)

(注2)五百円貨幣は、金融機関の窓口において額面価格により引換えを行う。



○地方自治法施行60周年記念貨幣の図柄等(平成21年度発行分)

額面	長野県	新潟県	茨城県	奈良県
千円				
	上高地 10万枚 平成21年5月	トキと佐渡島 10万枚 平成21年7月	H-IIロケットと筑波山 10万枚 平成21年10月	大極殿正殿と桜と蹴鞠 10万枚 平成21年12月
五百円				
	善光寺と牛 183万枚 平成21年7月15日(水)(2県同時)	トキと棚田 184万枚 平成21年7月(水)(2県同時)	偕楽園と梅 187万枚 平成22年1月20日(水)(2県同時)	遣唐使船 180万枚 平成22年1月20日(水)(2県同時)
発行枚数				
販売時期				
発行枚数				
引換時期				

(注1)千円貨幣は、独立行政法人造幣局が、販売価格(6,000円)に基づき販売するプレミアム型の記念貨幣。  
 (素材に貴金属(純銀)を使用し特殊な技術を用いて製造することから、貨幣の製造等に要する費用が額面価格を上回るもの。)  
 (注2)五百円貨幣は、金融機関の窓口において額面価格により引換えを行う。

○地方自治法施行60周年記念貨幣の図柄(平成22年度前半発行分)

額面	高知県	岐阜県	福井県
千円	 坂本龍馬と桂浜 10万枚 平成22年3月	 長良川の鶺鴒 10万枚 平成22年4月	 恐竜と東尋坊 10万枚 平成22年6月
五百円	 坂本龍馬 196万枚	 白川郷とれんげ草 186万枚	 恐竜 183万枚
発行枚数			
引換時期	平成22年7月21日(水)(3県同時)		

(注1)千円貨幣は、独立行政法人造幣局が、販売価格(6,000円)に基づき販売するプレミアム型の記念貨幣。

(素材に貴金属(純銀)を使用し特殊な技術を用いて製造することから、貨幣の製造等に要する費用が額面価格を上回るもの。)

(注2)五百円貨幣は、金融機関の窓口において額面価格により引換えを行う。

○地方自治法施行60周年記念貨幣の図柄(平成22年度後半発行分)

額面	愛知県	青森県	佐賀県
千円	 <p>愛知県 AICHI</p> <p>金鯨とカキツバタと渥美半島 きんじやち あつみ</p>	 <p>青森県 AOMORI</p> <p>ねぶた・ねぶたとりんご</p>	 <p>佐賀県 SAGA</p> <p>大隈重信と伊万里・有田焼</p>
発行枚数	10万枚	10万枚	10万枚
販売時期	平成22年8月	平成22年10月	平成22年11月
五百円	 <p>愛知県 AICHI</p> <p>愛知県庁本庁舎とカキツバタ</p>	 <p>青森県 AOMORI</p> <p>三内丸山遺跡と土偶 さんないまるやま</p>	 <p>佐賀県 SAGA</p> <p>大隈重信と佐賀錦・鹿島錦</p>
発行枚数	195万枚	190万枚	191万枚
引換時期	平成23年1月19日(水)(3県同時)		

(注1)千円貨幣は、独立行政法人造幣局が、販売価格(6,000円)に基づき販売するプレミアム型の記念貨幣。

(素材に貴金属(純銀)を使用し特殊な技術を用いて製造することから、貨幣の製造等に要する費用が額面価格を上回るもの。)

(注2)五百円貨幣は、金融機関の窓口において額面価格により引換えを行う。

○地方自治法施行60周年記念貨幣の図柄(平成23年度前半発行分)

額面	富山県	鳥取県	熊本県
千円	 <p>富山県 TOYAMA</p> <p>海越しの立山 連峰</p> <p>たてやま</p>	 <p>鳥取県 TOTTORI</p> <p>鳥取砂丘と山陰海岸</p>	 <p>熊本県 KUMAMOTO</p> <p>阿蘇</p>
発行枚数	10万枚	10万枚	10万枚
販売時期	平成23年5月	平成23年6月	平成23年7月
五百円	 <p>富山県 TOYAMA</p> <p>おわら風の盆</p> <p>かぜ</p>	 <p>三徳山 三佛寺 投入堂</p> <p>みとさん さんざつし なげいれどう</p>	 <p>熊本城</p>
発行枚数	180万枚	177万枚	187万枚
引換時期	平成23年7月20日(水)(3県同時)		

(注1)千円貨幣は、独立行政法人造幣局が、販売価格(6,000円)に基づき販売するプレミアム型の記念貨幣。

(素材に貴金属(純銀)を使用し特殊な技術を用いて製造することから、貨幣の製造等に要する費用が額面価格を上回るもの。)

(注2)五百円貨幣は、金融機関の窓口において額面価格により引換えを行う。

○地方自治法施行60周年記念貨幣の図柄(平成23年度後半発行分)

額面	滋賀県	岩手県	秋田県
千円	 <p>琵琶湖とカイツブリと浮御堂</p>	 <p>中尊寺金色堂と中尊寺ハスと毛越寺浄土庭園</p>	 <p>白瀬蘆となまはげ</p>
発行枚数	10万枚	11万枚(注3)	10万枚
販売時期	平成23年8月	平成23年10月	平成23年11月
五百円	 <p>ビワコオオナマズとニゴロブナ</p>	 <p>中尊寺金色堂新覆堂と毛越寺曲水の宴</p>	 <p>白瀬蘆と竿燈</p>
発行枚数	177万枚	179万枚	174万枚
引換時期	平成24年1月18日(水)(3県同時)		

(注1)千円貨幣は、独立行政法人造幣局が、販売価格(6,000円)に基づき販売するプレミアム型の記念貨幣。

(素材に貴金属(純銀)を使用し特殊な技術を用いて製造することから、貨幣の製造等に要する費用が額面価格を上回るもの。)

(注2)五百円貨幣は、金融機関の窓口において額面価格により引換えを行う。

(注3)岩手県の千円銀貨幣については、平成24年度に1万枚を追加発行。

○地方自治法施行60周年記念貨幣の図柄(平成24年度前半発行分)

額面	沖縄県	神奈川県	宮崎県
千円			
発行枚数	首里城と組踊 10万枚	鶴岡八幡宮と流鏑馬 <sup>やぶさめ</sup> 10万枚	宮崎県庁本館と高千穂の夜神楽 10万枚
販売時期	平成24年3月	平成24年5月	平成24年6月
五百円			
発行枚数	那覇大綱挽とエイサー 176万枚	鎌倉大仏 189万枚	宮崎県庁本館 174万枚
引換時期	平成24年7月18日(水)(3県同時)		

(注1)千円貨幣は、独立行政法人造幣局が、販売価格(6,000円)に基づき販売するプレミアム型の記念貨幣。  
 (素材に貴金属(純銀)を使用し特殊な技術を用いて製造することから、貨幣の製造等に要する費用が額面価格を上回るもの。)  
 (注2)五百円貨幣は、金融機関の窓口において額面価格により引換えを行う。

○地方自治法施行60周年記念貨幣の図柄(平成24年度後半発行分)

額面	栃木県	大分県	兵庫県
千円	 日光東照宮陽明門 10万枚 平成24年8月	 宇佐神宮と双葉山 10万枚 平成24年9月	 コウノトリと姫路城 10万枚 平成24年11月
五百円	 眠り猫と雀 180万枚	 臼杵磨屋仏 179万枚	 コウノトリ 180万枚
発行枚数	10万枚	10万枚	10万枚
販売時期	平成24年8月	平成24年9月	平成24年11月
引換予定時期	平成25年1月16日(水)(3県同時)		

(注1)千円貨幣は、独立行政法人造幣局が、販売価格(6,000円)に基づき販売するプレミアム型の記念貨幣。

(素材に貴金属(純銀)を使用し特殊な技術を用いて製造することから、貨幣の製造等に要する費用が額面価格を上回るもの。)

(注2)五百円貨幣は、金融機関の窓口において額面価格により引換えを行う。

○地方自治法施行60周年記念貨幣の図柄(平成25年度前半発行分)

額面	宮城県	広島県	群馬県
千円	 伊達政宗と慶長遣欧使節船 10万枚 平成25年3月頃	 厳島神社と舞楽ともみじ 10万枚 平成25年5月頃	 富岡製糸場東繭倉庫と工女 10万枚 平成25年6月頃
五百円	 仙台七夕まつり 10万枚 平成25年7月頃(3県同時)	 原爆ドームと広島平和都市記念碑 10万枚 平成25年7月頃(3県同時)	 富岡製糸場東繭倉庫キーストーンと工女 10万枚 平成25年7月頃(3県同時)
発行枚数	—	—	—
引換予定時期	—	—	—

(注1)千円貨幣は、独立行政法人造幣局が、販売価格(6,000円)に基づき販売するプレミアム型の記念貨幣。

(素材に貴金属(純銀)を使用し特殊な技術を用いて製造することから、貨幣の製造等に要する費用が額面価格を上回るもの。)

(注2)五百円貨幣は、金融機関の窓口において額面価格により引換えを行う。

(注3)25年度後半以降の発行スケジュールについては、今後、順次決定・発表する予定。



### Ⅲ 地方分権振興交付金の創設

#### 【施策の概要】

地方分権、地域活性化の一層の振興を図るため、地方自治法施行60周年を記念し、平成20年度から概ね10年間にわたって、「地方自治法施行60周年記念貨幣」を各都道府県がデザインした47都道府県ごとの図柄により、順次発行することとされた。

これに伴い、貨幣の図柄をデザインした各都道府県が行う地方分権、地域活性化の振興の取組を支援するため、「地方分権振興交付金」を創設したところであり、貨幣の発行年度に合わせて交付するものである。

#### 【交付金の内容】

##### (1) 交付対象

「地方自治法施行60周年記念貨幣」をデザインした都道府県

##### (2) 交付金額

1団体あたり3,500万円を上限とし発行実績に応じて交付

##### (3) 対象事業

- ・ 記念貨幣の図柄の考案又は記念貨幣の発行に関連して行う事業
- ・ その他地方自治の伸展との地方自治法施行60周年記念の趣旨に沿って行う地方分権等の振興に資する事業

#### 【予算額の推移】

平成20年度	105百万円
平成21年度	140百万円
平成22年度	210百万円
平成23年度	210百万円
(平成24年度	210百万円)

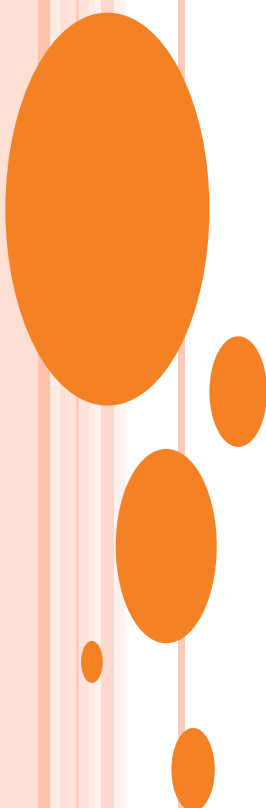
#### (参考：発行団体数)

平成20年度	3団体 (北海道 京都府 島根県)
平成21年度	4団体 (長野県 新潟県 茨城県 奈良県)
平成22年度	6団体 (高知県 岐阜県 福井県 愛知県 青森県 佐賀県)
平成23年度	6団体 (富山県 鳥取県 熊本県 滋賀県 岩手県 秋田県)
平成24年度	6団体 (沖縄県 神奈川県 宮崎県 栃木県 兵庫県 大分県)
平成25年度	7団体 (宮城県 群馬県 広島県 山梨県 静岡県 岡山県 鹿児島県を予定)

## IV 平成23年度 地方分権振興交付金 報告書

1. 富 山 県
2. 鳥 取 県
3. 熊 本 県
4. 滋 賀 県
5. 岩 手 県
6. 秋 田 県

# 1. 富山県



# 記念貨幣の概要

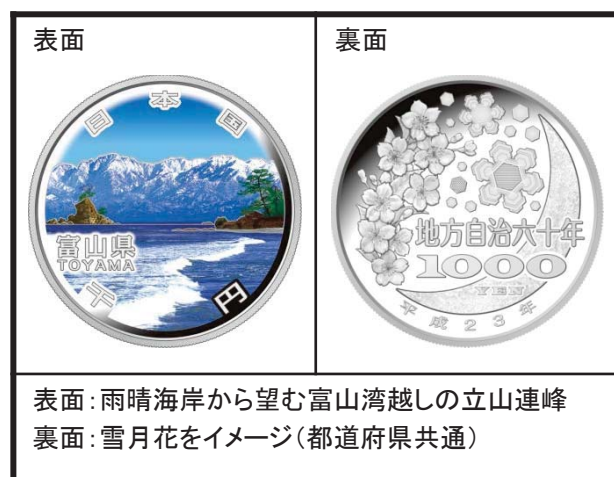
## 発行概要

### 【発行趣旨】

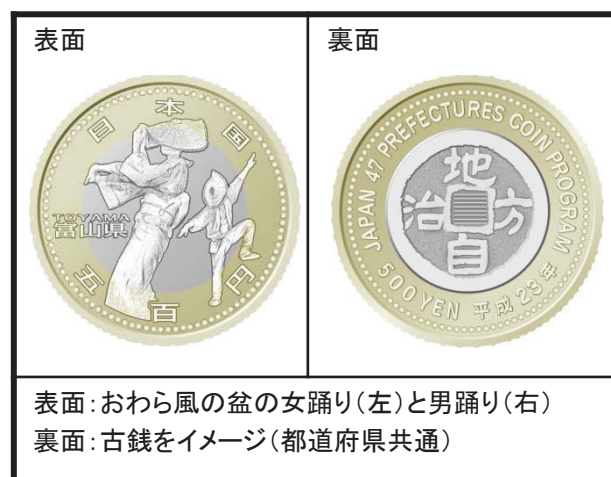
- ◇地方自治法施行60周年を契機に、国において47都道府県毎の図柄を用いた記念貨幣を発行
- ◇記念貨幣の発行により、地方自治に対する理解を深め、地域活性化に寄与

### 【貨幣デザイン】

千円銀貨幣



五百円貨幣



### 【図柄コンセプト】

近年、「立山・黒部」の魅力を発信する県民運動の推進、映画「劔岳 点の記」の公開、白岩堰堤砂防施設(立山砂防)の国重要文化財指定等、「立山・黒部」が全国的に注目を集めていることから、「立山・黒部の自然と人間の関わり」を1つのテーマとして、「立山・黒部」以外に富山県が誇れるものをもう1つのテーマとして、県民の皆様にご意見募集を行った。ご提案いただいたモチーフ(題材)を基に、有識者等による検討会を経て、富山が全国に誇る風物詩「海越しの立山連峰」及び「おわら風の盆」を素材として国に提案。造幣局主催のデザイン検討会の意見等を踏まえ、最終的な図柄が決定。

#### ◎立山連峰

雄山(標高3,003m)、大汝山(標高3,015m)等からなる「立山」と、劔岳(標高2,999m)、薬師岳(標高2,926m)等の山々の総称であり、富山県の象徴。

#### ◎雨晴海岸

高岡市にある富山県の代表的な景勝地。海越しに3,000m級の山々を眺めることができる。

#### ◎おわら風の盆

富山市八尾町において、二百十日の風を治め、豊作を祈願して毎年9月1日～3日にかけて開催される伝統的な祭礼。昔の面影を残す町並みに数千のぼんぼりが立ち並び、編み笠を目深に被った男女の踊り手が民謡「越中おわら節」の唄にあわせて町内を流し歩く。

# 交付金事業概要

## 1. 概要(実績)

富山の地域振興を図る以下の6事業を展開した。

### ■立山博物館開館20周年記念事業開催事業

立山の魅力や貴重さを認識してもらうため、博物館開館20周年記念式典及びシンポジウムを開催した。

### ■高志の国文学館展示用越中万葉絵画制作事業

富山ゆかりの作家や作品の魅力を幅広く発信する施設である高志の国文学館（平成24年7月開館）において、ふるさと振興をはかるため、富山ゆかりの作家による代表的な『越中万葉』の歌を表現した「絵画」の制作をした。

### ■ふるさとの歌制作事業(富山県ふるさとの歌づくり実行委員会負担金)

「ふるさと教育」の一環として、県民や県出身者がふるさとを想い、ふるさとの誇りや愛着を育み、皆で一緒に歌い、心を一つにできる「ふるさとの歌」を制作（歌詞公募及び作曲等）した。

### ■元気とやまサマーキャンペーン事業(富山県観光連盟補助)

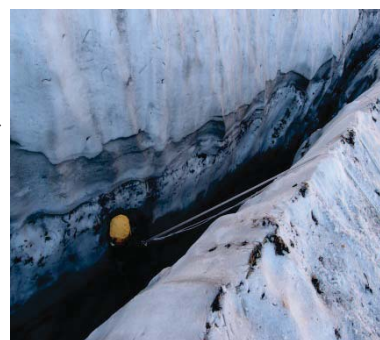
三大都市圏の個人客に向け、清涼感あふれる富山の魅力と特別企画をアピールするとともに、夏の観光シーズンの富山旅行・滞在を提案を行った。  
○山手線車内中吊り広告、ポスター、パンフレット発行  
○立山室堂でアルペンルートの魅力発信のキャンペーン事業

### ■国際砂防フォーラム開催事業費（実行委員会負担金）

「立山・黒部～防災大国日本のモデル－信仰・砂防・発電－」の世界文化遺産登録に向けて、日本の砂防技術の国際的な広がりとその貢献について検証するため、国内外の有識者を招いてフォーラムを開催した。

### ■立山連峰における氷河確認調査事業

平成22年度に立山の主峰雄山の東側、御前沢（ごぜんざわ）にある日本最大級の規模の氷体からなる御前沢雪渓の調査で、この氷体が氷河である可能性が示唆されたため、平成23年度は、立山・御前沢雪渓に加え、劔岳の三ノ窓雪渓、小窓雪渓での流動観測調査を実施した。



## 2 事業実施期間

平成23年4月1日～平成24年3月31日

## 3 交付金額

35,000千円

# 記念貨幣発行事業の効果

## ■立山博物館開館20周年記念事業開催事業

約120名の方々を招待し、記念式典が行われた。2部構成で実施され、第2部は、富山市出身の剣幸さんによる立山地獄を題材にした説話の朗読、米原館長による「立山曼荼羅絵解き解説」が行われ、参加いただいた方々に立山信仰に思いを馳せるひとときを過ごしていただいた。



## ■高志の国文学館展示用越中万葉絵画制作事業

完成した絵画を、高志の国文学館開館記念企画展「大伴家持と越中万葉」において展示した(会期 平成24年7月6日～10月14日)。企画展終了後は常設展示室にて展示予定。企画展示では、越中万葉の時代や歌を視覚的にわかりやすく表現する資料として多くの来館者に観覧いただいた。

## ■ふるさとの歌制作事業(富山県ふるさとの歌づくり実行委員会負担金)

県民から歌詞を公募するなど、実行委員会において県民が主体となった歌づくりが進められたことにより、ふるさとについての県民の意識が喚起され、県民がふるさとの魅力を知り、理解を深めるよい機会となった。また、今後とも、本県の素晴らしい自然や歴史、文化を全国に発する役割を果たすことが期待できる。

## ■元気とやまサマーキャンペーン事業(富山県観光連盟補助)

三大都市圏の個人客を主な対象に、山手線の中吊り広告やキャンペーンパンフレットの作成・配布とその他の企画が一体となったキャンペーンを実施し、夏の観光シーズンの富山旅行・滞在を提案した。

山の手線中吊り広告ジャック 7/17～8/1、立山黒部アルペンフェスティバル 9/9～9/11

## ■国際砂防フォーラム開催事業費(実行委員会負担金)

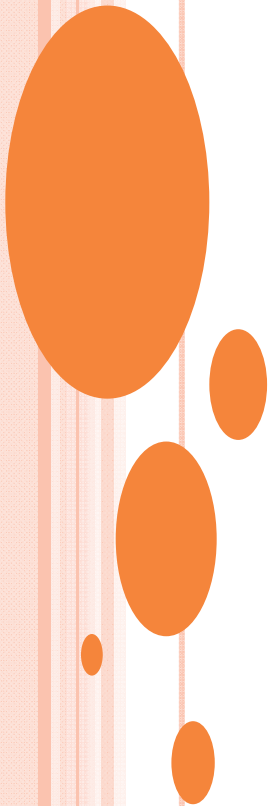
世界遺産や砂防にかかる国内外の4名の専門家による講演やディスカッションが行われた。日本イコモス国内委員会委員長 西村幸夫氏からは、立山砂防の顕著な普遍的価値の証明のためのアドバイスをいただくなど、今後の世界文化遺産登録に向け、立山砂防の文化的価値の検証が進んだ。



## ■立山連峰における氷河確認調査事業

調査結果について日本雪氷学会に学術論文として投稿したところ、立山・剣岳の3つの万年雪が現存する「氷河」と認められた。富山の誇る立山に新たな魅力が加わり、「立山・黒部」の世界文化遺産登録の追い風になるとともに、国内で唯一の立山連峰の氷河を眺望するツアーの実施、県内観光業者による「立山氷河」の商標登録や氷河ブランドのオリジナル商品の開発・販売など、今後、地域振興等にも繋がるものと期待される。

## 2. 鳥取県



# 記念貨幣の概要

## 発行概要

### 【発行趣旨】

- ◇ 地方自治法施行60周年を契機に、国において47都道府県ごとの図柄を用いた記念貨幣を発行
- ◇ 記念貨幣の発行により、地方自治に対する理解を深め、地域活性化に寄与

### 【貨幣デザイン】



### 【図柄コンセプト】

鳥取県を代表する観光地である鳥取砂丘、浦富海岸が含まれる山陰海岸国立公園を中心とし、その周辺を含むエリアについては、世界ジオパークネットワークへの加盟を目指しており、鳥取砂丘及び浦富海岸の景観を基本的なモチーフとして提案。(平成22年10月に世界ジオパークネットワークへの加盟が決定。)

#### ○鳥取砂丘と山陰海岸(千円銀貨幣)

##### ・鳥取砂丘

日本海に面する東西約16km、南北約2kmの日本を代表する海岸砂丘であり、国の天然記念物に指定されている。

##### ・千貫松島

山陰海岸の千貫松島(浦富海岸)は、国の名勝及び天然記念物に指定されている浦富海岸における代表的な景勝地である。

#### ○三徳山三佛寺投入堂(五百円貨幣)

三徳山中腹の岸壁に平安時代後期に建立された国宝「投入堂」をデザイン。



# 関連する行事の開催等概要

## 関連イベントの事例

### 【山陰海岸ジオパーク関連】

名称:山陰海岸ジオパーク110kmウォーク

開催概要:山陰海岸ジオパークの広域なエリアを活用し、山陰海岸のエリア全域を踏破する110kmウォークを鳥取、兵庫、京都の3府県連携の象徴イベントとして実施。

主催:山陰海岸ジオパーク110kmウォーク実行委員会  
開催場所:京都府経ヶ岬～鳥取県白兔海岸

開催日:平成23年10月4日～10月8日

参加人数:504名(西コース(居組～白兔)のみの参加者)

### 【三徳山三佛寺投入堂関連】

名称:三徳山シンポジウム「三徳山の保全と活用  
－行者道の荒廃をくいとめられるか－」

開催概要:近年入山者が増加する三徳山において、登山道等の荒廃が進んでおり、登山道の保全、名勝保全それぞれの専門家による講演と、「三徳山の保全と活用」をテーマにパネルディスカッションを実施。

主催:三徳山世界遺産登録運動推進協議会

開催場所:新日本海新聞中部本社ホール(倉吉市上井町)

開催日:平成23年10月9日

参加人数:55名

# 交付金事業概要

## 1 概要

記念貨幣の図柄となっている山陰海岸ジオパーク及び三徳山三佛寺投入堂について、パンフレットの配布、関連イベント等を実施。（以下は、実施事業の事例。）

### ○山陰海岸ジオパーク110kmウォークの開催

山陰海岸ジオパークの広域なエリアを活用し、山陰海岸のエリア全域を踏破する110kmウォークを鳥取、兵庫、京都の3府県連携の象徴イベントとして実施。

### ○三徳山シンポジウム「三徳山の保全と活用－行者道の荒廃をくいとめられるか－」の開催

近年入山者が増加する三徳山において、登山道等の荒廃が進んでおり、登山道の保全、名勝保全それぞれの専門家による講演と、「三徳山の保全と活用」をテーマにパネルディスカッションを実施。

### ○観光資料の作成・配布、看板掲出など

山陰鳥取観光パンフレット、鳥取県観光マップ、マスコミ取材支援、テレビ番組等の誘致、鳥取空港電照看板掲示などを実施。

### ○地方自治法施行60周年記念貨幣発行に係る広報活動

千円銀貨幣発売開始発表会、500円バイカラー・クラッド貨幣引換え開始イベント、500円バイカラー・クラッド貨幣出張引換えなどを実施。



山陰海岸ジオパーク110kmウォーク



千円銀貨幣発売開始発表会

## 2 事業実施期間

平成23年4月1日～平成24年3月31日

## 3 交付金額

35,000千円

# 交付金事業の効果

記念貨幣の図柄となっている山陰海岸ジオパーク及び三徳山三佛寺投入堂について、パンフレットの配布、関連イベント(下記参照)の実施等により、県内外に広くPRし、観光資源としての認知度を高めることができた。

## ○山陰海岸ジオパーク関連

鳥取県、兵庫県、鳥取市、岩美町、新温泉町の2県1市2町が連携し、山陰海岸ジオパークの豊かな自然、風土を歩いて体感するウォーキングイベント「山陰海岸ジオパーク110kmウォーク(西コース)」を平成23年10月に開催したところ、504人の参加者があった。

この大会の開催に併せ、地域の食材や特産品を提供するコーナーを設け、観光PRも行なった。

これにより、県域や市町村域を超えた連携による地域の活性化と、ジオパークの認知度の向上につなげることができた。

## ○三徳山三佛寺投入堂関連

三徳山シンポジウムでは、「三徳山の保全と活用」と題し、投入堂までの参道「行者道」の荒廃状況や保全対策を検討した。

開催後、町により行者道の整備方針がまとめられるなど、地元の保全意識が高まった。

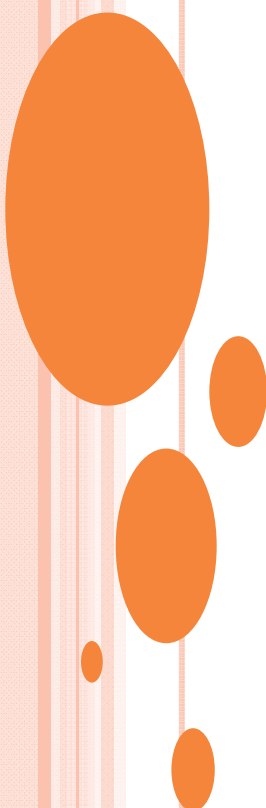


山陰海岸ジオパーク 千貫松島



国宝 三徳山三佛寺投入堂

# 3. 熊 本 県



# 記念貨幣の概要

## 発行概要

### 【発行趣旨】

- ◇地方自治法施行60周年を契機に、国において47都道府県毎の図柄を用いた記念貨幣を発行
- ◇記念貨幣の発行により、地方自治に対する理解を深め、地域活性化に寄与

### 【貨幣デザイン】

#### ①千円銀貨幣



#### ②五百円バイカラー・クラッド貨幣



### 【図柄のコンセプト】

#### ①千円銀貨幣 『阿蘇』

草千里ヶ浜から望む中岳をデザイン

※中岳 中岳は、世界最大級のカルデラをもつ「阿蘇」の代表的な山の一つであり、高岳、根子岳(ねこだけ)、烏帽子岳、杵島岳と合わせ「阿蘇五岳」、あるいは「阿蘇山」と呼ばれ、現在でも噴煙を上げる中岳は、「火の国」熊本の象徴的存在となっている。

※草千里ヶ浜 烏帽子岳の側火山として活動した草千里ヶ浜火口の跡。美しい草原が広がり、放牧地としても利用されている。

#### ②五百円バイカラー・クラッド貨幣 『熊本城』

熊本城の天守閣と石垣(武者返し)をデザイン

※武者返し 熊本城の石垣は上に向かうほど急勾配になっており、城に侵入しようとして敵の武者が登れず、返してしまうことから「武者返し」と呼ばれています。

# 関連する行事の開催等概要



## ○地方自治記念貨幣展

- 主催 独立行政法人造幣局  
開催時期 平成23年7月22日(金)～24日(日)  
開催時間 午前8時30分～午後6時30分  
(最終日は午後7時30分まで)  
開催場所 熊本城桜の馬場城彩苑(じょうさいえん)  
展示内容 熊本県の記念貨幣及び既に発行された15道府県の記念貨幣  
(北海道、京都府、島根県、長野県、新潟県、茨城県、奈良県、高知県、岐阜県、福井県、愛知県、青森県、佐賀県、富山県、鳥取県)  
千円銀貨幣・500円バイカラー・クラッド貨幣

地方自治法施行60周年記念500円バイカラー・クラッド貨幣の金融機関及び記念貨幣引換え施設(4施設)における引換え開始の周知を図るために作製したポスターを、県内の各市町村及び関係機関等に配布。

また、県ホームページにおいて、引換え開始の時期や、貨幣セット等の申込時期や方法等について周知を図った。



# 交付金事業概要

## 【新幹線元年事業】

### ○イベント概要

熊本県では、九州新幹線が全線開業する平成23年を「新幹線元年」と位置づけ、くまもとの豊かな「食」と多彩な「文化」といった「くまもとの“地もの”」を生かし、催事等を活用しながら、くまもとの魅力発信と来訪者へのおもてなしを行うとともに、市民力による地域の魅力づくりを更に進めるため「新幹線元年事業」を県内11地域の各「新幹線くまもと創りプロジェクト地域推進本部」で実施した。



### ○テーマ

「くまもとの食と文化でおもてなし」

### ○コンセプト

新幹線元年事業が、市民力による「新しいくまもと」の創造と、県境を越えた新たな交流・連携の幕開けとなるよう

- ・くまもとの雄大な「自然」、個性豊かで多彩な「歴史・文化」や豊かな「食」などの“地もの”を最大限生かし、くまもとをまるごと感動体感できるような展開
- ・県民一人ひとりが身近にある魅力を掘り起こし、くまもとの魅力を発信
- ・九州の“まんなか”にある熊本の地理的位置づけを活用し、県境を超えた新たな交流・連携が生まれるよう展開

### ○新幹線元年事業の様子(一部)

#### 秋のお城まつり

「熊本地域推進本部実施事業」



#### 山鹿灯籠浪漫・百華百彩

「鹿本地域推進本部実施事業」



# 記念貨幣発行事業の効果

くまもとの雄大な「自然」、個性豊かで多彩な「歴史・文化」や豊かな「食」など“地もの”を最大限に生かした新幹線元年事業の実施

自分達が生活する地域が持つ様々な魅力の再発見

効果① 自分の生活する地域を好きになる  
(自分の住む地域への誇り)地域が元気になる

自分の生活する地域の魅力を  
県内・県外に向けて発信

効果② 県内外から多くの人々が自分の住む  
地域を訪れる(地域活性化)

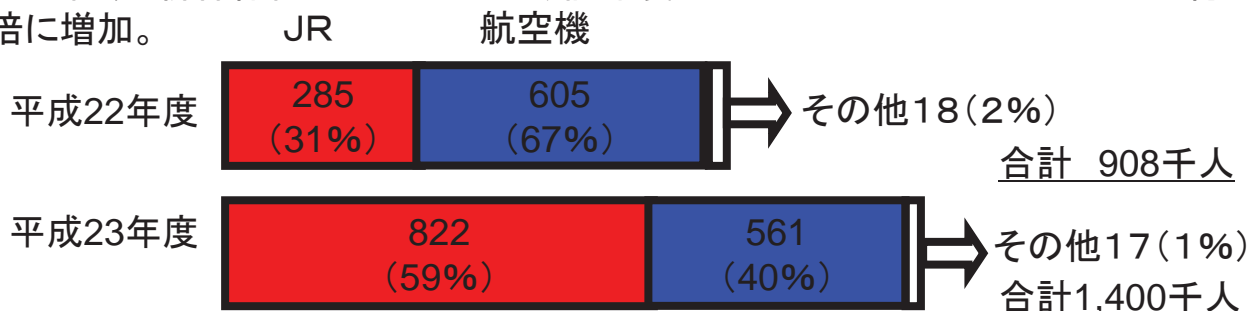
訪れた人にもっと自分の住む地域を好きになってほしい

効果③ 市民団体等による「おもてなし」の意識の芽生え



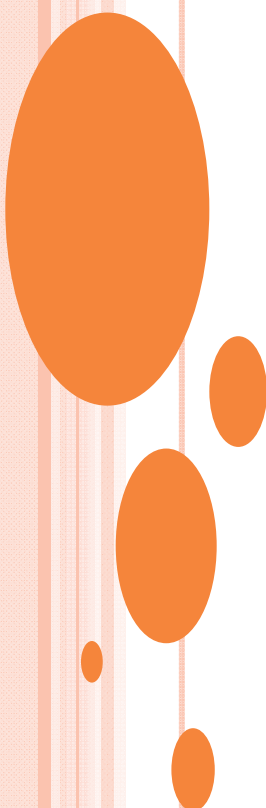
新幹線元年イベントで賑わう  
JR熊本駅前広場周辺

新幹線元年事業の実施により平成23年度に新幹線や航空機等を利用して熊本県内へ出入りした交流人口は、約140万人で前年度比54%増であった。特にJR利用者数(新幹線含む)については、前年度の28万5千人から82万2千人と約3倍に増加。





## 4. 滋 賀 県



# 記念貨幣の概要

## 発行概要

### 【発行趣旨】

◇地方自治法施行60周年を契機に、国において47都道府県毎の図柄を用いた記念貨幣を発行

◇記念貨幣の発行により、地方自治に対する理解を深め、地域活性化に寄与

### 【貨幣デザイン】

千円銀貨幣		五百円バイカラー・クラッド貨幣	
			
表面は、「琵琶湖」と「カイツブリ」と「浮御堂」をデザイン 裏面は、「雪月花」をデザイン(各都道府県共通)		表面は、「ビワコオオナマズ」と「ニゴロブナ」をデザイン 裏面は、「古銭のイメージ」をデザイン(各都道府県共通)	

### 【図柄コンセプト】

滋賀県における記念貨幣は、県で「びわ湖の日」を定めてから30周年という節目の年にあたる平成23年に発行されることから、琵琶湖の価値や「びわ湖の日」の意義を再認識するため、「マザーレイク 恵み豊かな琵琶湖」をテーマに図柄を選定することに決定。

図柄は、このテーマに沿って募集した県民の意見を参考に、県内の有識者によって構成するデザイン検討会と、造幣局主催のデザイン検討会の意見を踏まえ、千円銀貨幣は琵琶湖とカイツブリと浮御堂、五百円貨幣はビワコオオナマズとニゴロブナのデザインに決定。

#### ◎琵琶湖

国内最大の湖で、約400万年前に誕生したとされる世界有数の古代湖。固有種も数多く確認されるとともに、近畿約1,400万人の生存と経済発展を支える重要な水源となっている。

#### ◎カイツブリ

滋賀県の県鳥。古くは「鳩(にお)」と呼ばれ、琵琶湖の古称「鳩の海」の語源とされる。

#### ◎浮御堂

浮御堂のある海門山満月寺は、平安時代中期に恵心僧都源信が湖上安全等を祈願して建立したのが始まりとされる。「近江八景」の主題の一つ。国の登録有形文化財(建造物)。

#### ◎ビワコオオナマズ

琵琶湖淀川水系にのみ生息する固有種。体長は120cm以上、20年以上生きるものもある。

#### ◎ニゴロブナ

琵琶湖淀川水系にのみ生息する固有亜種。体長は20~40cm、ふなずしの原料とされる。

# 関連する行事の開催等概要

## びわ湖の日30周年事業 ～びわ湖とつながる、びわ湖と生きる～

### 1 びわ湖の日とは

県民による石けん運動の盛り上がりなどを背景に昭和55年（1980年）7月1日、滋賀県は全国に先駆けて、琵琶湖の富栄養化の原因となる窒素、リンの排出規制等を定めた「滋賀県琵琶湖の富栄養化の防止に関する条例」（琵琶湖条例）を施行しました。その翌年、琵琶湖条例の施行1周年を記念して、7月1日を「びわ湖の日」とすることに決定しました。

石けん運動に表れた県民の思いが条例として実を結んだことは本県の環境政策の歴史に残る出来事であり、これまでびわ湖の日を中心に、県民と行政が一体になって環境保全に取り組んでいます。

また、平成8年（1996年）7月に施行された滋賀県環境基本条例では、県民および事業者の間に広く環境の保全についての理解と認識を深めるとともに、環境の保全に関する活動への参加意欲を高めるため、7月1日を「びわ湖の日」と定めています。



びわ湖の日30周年ロゴマーク  
（成安造形大学・三枝美晴さん 作）

### 2 びわ湖の日30周年を契機とする新たな展開

びわ湖の日30周年を契機に、琵琶湖の恩恵に浴する一人ひとりが琵琶湖の価値や「びわ湖の日」の意義について考えるきっかけづくりとするとともに、これまで行われてきた「琵琶湖をきれいにすること」に加え、「豊かな琵琶湖を取り戻すこと」そして「琵琶湖にもっと関わること」を新たな視点として、びわ湖の日の取組を広く展開していくこととしました。

これまでの呼びかけ



びわ湖の日30周年の呼びかけ



# 交付金事業概要

## 1 びわ湖の日30周年事業(交付金事業)

主 な 内 容
1 びわ湖の日30周年広報事業
2 滋賀県・日釣振合同釣大会事業
3 「びわ湖の日にびわ湖の恵みをいただこう」推進事業(漁場直送のコアユ配布)
4 「びわ湖の日にびわ湖の恵みをいただこう」推進事業(学校給食への提供)
5 あさ、ひる、ばん博物館を楽しもう!
6 高島ECO祭り
7 滋賀県琵琶湖環境科学研究センター1日公開事業
8 びわ湖の日30周年 記念シンポジウム
9 びわ湖を支える水源の森林体験ツアー
10 びわ湖の「今まで」と「これから」
11 水源の森ウォークと湖上タクシーからの琵琶湖観察
12 協働ふらっとカフェ×びわ湖の日30周年 これからのびわ湖を語ろう
13 こなん水環境フォーラム
14 琵琶湖ハンドブックの改訂
15 琵琶湖の価値再発見・発信事業(滋賀・びわ湖ブランド推進事業)
16 マザーレイクフォーラム推進事業
17 ごみゼロ大作戦・びわ湖の日・環境美化活動

## 2 事業実施期間

平成23年4月1日～平成24年3月31日

## 3 交付金額

35,000千円

# 交付金事業の効果

## 【びわ湖の日30周年事業の効果】

### ひろがる 「民間の取組への波及」

琵琶湖の価値やびわ湖の日の意義、びわ湖の日30周年の取組について広報を行った結果、住民等の間に琵琶湖への関心が高まるとともに、民間団体をはじめとする様々な主体が実施する琵琶湖に関わる取組にも広がりが見られました。

#### 【主な取組成果】 ●びわ湖の日30周年広報事業

- ・ 新聞折込チラシの配布（対象：512,100戸）
  - ・ びわ湖一周着ぐるみキャラ行脚（着ぐるみ「野洲のおっさんカイツブリ」がびわ湖を一周しながら「びわ湖の日」を啓発。約3,000人が応援。）
- 大きな反響があり、H25は民間主導で継続実施（約8,000人に応援者が拡大）



びわ湖一周着ぐるみキャラ行脚

### つながる 「琵琶湖淀川流域との交流」

「びわ湖の日30周年記念シンポジウム」や「琵琶湖環境科学研究センター1日公開事業」等の企画では、下流府県ともつながり、琵琶湖の魅力や価値を感じてもらえる機会となりました。

#### 【主な取組成果】 ●びわ湖の日30周年記念シンポジウム

- ・ 参加者：275人、県内外の団体等によるパネル展示：企業20社、NPO等8団体、小中学校8校

### かかわる 「分野を超えた多様な活動の展開」

「こなん水環境フォーラム」や「高島ECO祭り」など、「水・琵琶湖」、「環境美化」、「自然環境」、「森林」、「食と農」、「観光」といった様々な観点から住民参加型の事業を実施し、様々な分野の関わりが見られました。

#### 【主な取組成果】 ●こなん水環境フォーラム

- ・ 参加者：152人、活動発表(3団体)やブース出展(34団体)、漁師料理の試食等による分野間交流を実施。

### みつける 「琵琶湖の価値や魅力の再発見と共有」

「琵琶湖ハンドブックの改訂」や、「琵琶湖の価値再発見・発信事業」では、琵琶湖の価値や魅力を見つけるきっかけとなり、また、「マザーレイク恵み豊かな琵琶湖」をテーマとする記念貨幣の発行等により、豊かな自然や生きものそして文化といった滋賀の魅力を、県外そして世界に発信することができました。

#### 【主な取組成果】 ●琵琶湖ハンドブックの改訂

- ・ 発行部数：3,000部（学校、図書館等への配布）
- 新聞7社で改訂の記事が掲載され、住民等からの配布の問合せに対応。  
(H25.9末時点：1,351件)



琵琶湖ハンドブック改訂版

### つたえる 「次世代を担う子どもたちに伝える」

県内の学校給食でコアユを提供した「びわ湖の日にびわ湖の恵みをいただく推進事業」や、琵琶湖博物館の「あさ、ひる、ばん博物館を楽しもう！」等を実施することで、次世代を担う子どもたちに琵琶湖の大切さや素晴らしさを伝え、琵琶湖について考えてもらう良い機会となりました。

#### 【主な取組成果】 ●びわ湖の日にびわ湖の恵みをいただく推進事業

- ・ 参加学校数：257校（対象校の88.6% 生徒数：108,450人）、児童生徒244人から感想が寄せられた。
- H25は、約9割の学校が自主的に湖魚料理を提供し、びわ湖の日を啓発。

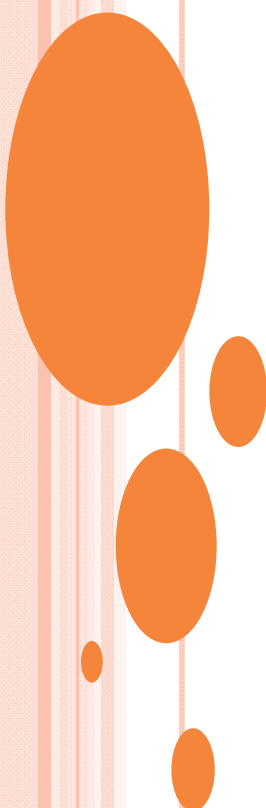


学校給食へのコアユの提供



「びわ湖の日」の取組の継続・発展

# 5. 岩手県



# 記念貨幣の概要

## 発行概要

### 【発行趣旨】

- ◇ 地方自治法施行60周年を契機に、国において47都道府県毎の図柄を用いた記念貨幣を発行。
- ◇ 記念貨幣の発行により、地方自治に対する理解を深め、地域活性化に寄与。

### 【貨幣デザイン】

#### 千円貨幣

『中尊寺金色堂と中尊寺ハスと毛越寺浄土庭園』

#### 五百円貨幣

『中尊寺金色堂新覆堂と毛越寺曲水の宴』



### 【図柄のコンセプト】

平成23年6月の「平泉の文化遺産」の世界遺産登録を見据え（※平成23年6月29日世界遺産登録）、文化遺産の構成資産等を使用したデザイン案を国に提案。

造幣局主催のデザイン検討会の意見を踏まえて最終的な図柄が決定。

世界造幣局長会議第27回ウィーン総会（平成24年5月7日～9日）で実施されたMDCコイン・コンペディションにおいて、千円貨幣が記念貨幣（金貨以外）部門の「最も美しい貨幣（Most Beautiful Coin）」賞を受賞。

#### ○千円貨幣：『中尊寺金色堂と中尊寺ハスと毛越寺浄土庭園』

※ 中尊寺金色堂：奥州藤原氏初代清衡が天治元年（1124年）に上棟。堂の内外に金箔を押しした「皆金色」で覆われた阿弥陀堂で、須弥壇内には初代清衡から四代泰衡までの遺体等が安置されている。堂は昭和26年に国宝に、中尊寺境内は昭和54年に国の特別史跡にそれぞれ指定されている。

※中尊寺ハス：昭和25年に金色堂で行われた奥州藤原氏遺体調査において、四代泰衡の首級のに入った桶から発見された約800年前のハスの種子を平成10年に開花させたもの。

※毛越寺浄土庭園：毛越寺は、奥州藤原氏二代基衡、三代秀衡により大伽藍が造営されたものの、その後の災禍により多くの建物を焼失した。現在、「大泉が池」を中心とする浄土庭園と伽藍遺構が保存されており、国の特別史跡・特別名勝に指定されている。

#### ○五百円貨幣：『中尊寺金色堂新覆堂と毛越寺曲水の宴』

※金色堂覆堂：金色堂全体を覆い風雨等から保護するため、正応元年（1288年）に建設されたのが始めとされており、現在の覆堂（新覆堂）は昭和40年に建設された。なお、室町時代中期に建設されたとされる旧覆堂も現存しており、国の重要文化財に指定されている。

※毛越寺曲水の宴：毎年5月第4日曜日に毛越寺浄土庭園において開かれ、平安時代さながらの衣装を身に付けた歌人達が遣水の水辺に座り和歌を詠み合う。同寺の遣水は、浄土庭園の発掘調査中に往時の姿のままに発見されたものであり、平安時代の遣水の遺構としては希少なものとされる。

# 関連する行事の開催等概要

## 第35回ユネスコ世界遺産委員会



平成23年6月19日(日)から29日(水)まで、フランスのパリで開催された第35回ユネスコ世界遺産委員会において、「平泉－仏国土(浄土)を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群－」について審議が行われ、現地時間6月25日(土)17:50(日本時間 6月26日(日) 0:50)に、「記載」と決議された(世界遺産一覧表への記載日は6月29日(水))。

(参考) 世界遺産委員会の決議は次の4区分

- ① 記載 (Inscription) : 世界遺産一覧表に記載するもの。
- ② 情報照会 (Referral) : 追加情報の提出を求めた上で次回以降に再審議するもの。
- ③ 記載延期 (Deferral) : より綿密な調査や推薦書の本質的な改定が必要なもの。推薦書を再提出した後、約1年半をかけて再度諮問機関の審査を受ける必要がある。
- ④ 不記載 (Not to inscribe) : 記載にふさわしくないもの。例外的な場合を除き再推薦は不可。

### ■これまでの経緯

平成13年 4月	我が国の世界遺産暫定一覧表に記載
平成18年12月	「平泉－浄土思想を基調とする文化的景観」として推薦書提出
平成19年 8月	ICOMOSから派遣された専門家による現地調査
平成20年 5月	ICOMOSによる「記載延期」の勧告
平成20年 7月	第32回世界遺産委員会(カナダ・ケベックシティ)で「記載延期」の決議
平成22年 1月	「平泉－仏国土(浄土)を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群－」として推薦書を再提出
平成22年 9月	ICOMOSから派遣された専門家による現地調査
平成23年 5月	ICOMOSによる「記載」の勧告



# 交付金事業概要

## 1 概要

「世界遺産平泉」に体现される「人と人との共生」、「人と自然との共生」の理念を、東日本大震災津波からの復興に取り組んでいる本県の普遍的価値として県民の共通認識とするとともに、その価値を復興に向けた取組と一体として国内外へ積極的に発信することにより、「希望郷いわて」づくりに向けた本県の復興をけん引する。

### (1) 「平泉の文化遺産」の世界遺産登録を踏まえた国内外向けメッセージの発信

- ・日本人外国特派員協会主催記者会見の実施
- ・「東北復興平泉宣言」の発表



「東北復興平泉宣言」  
国内外向けメッセージの  
発信

### (2) 「世界遺産平泉」の価値及び理念の普及

- ・「東北復興平泉宣言」PR資材の作成・掲出
- ・知事と著名人との対談内容の発信
- ・県内ユネスコ協会との連携事業の実施
- ・県専用ホームページ「いわて平泉世界遺産情報局」のリニューアル
- ・復興のけん引に資する取組の実施
- ・登録記念シンポジウムの開催、記念イベントへの出展等



PR資材作成  
「世界遺産平泉」の価値  
及び理念の普及

### (3) 「世界遺産平泉」普及宣伝資材の作成及び地元平泉エリアでの事業の展開

- ・県内外でのPR活動の展開
- ・「祈り鶴」プロジェクトの展開
- ・各種イベント事業の展開



登録記念シンポジウム  
「世界遺産平泉」の価値  
及び理念の普及

## 2 事業実施期間

平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

## 3 交付金額

35,000千円



「祈り鶴」プロジェクト  
地元平泉エリアでの  
事業展開

# 記念貨幣発行事業の効果

1 「平泉の文化遺産」が平成23年6月に世界遺産に登録されたことは、東日本大震災津波からの本県の復興に向けた象徴となることはもとより、東北地方全体の復興に向けた光となるとの認識のもと、「世界遺産平泉」の価値及び同遺産に体现される「人と人との共生」、「人と自然との共生」の理念を県内外・国外へ積極的に発信し、その浸透を図った。

(1) 日本外国特派員協会主催記者会見の実施

開催日：平成23年6月29日  
 会場：平泉文化遺産センター  
 出席者数：72名

(2) スピリットOF「平泉」高校生英語スピーチコンテストの開催

・開催日：平成24年1月28日  
 ・会場：平泉文化遺産センター  
 ・応募者数：県内18校41名  
 ・出場者数：県内11校15名

(3) 岩手県小・中学生「平泉」作文コンクールの開催

・応募者数：県内21校365名

(4) 登録記念シンポジウムの開催

・開催日：平成23年11月6日  
 ・会場：盛岡市民文化センター  
 ・参集者数：約600名



高校生英語スピーチ  
コンテスト

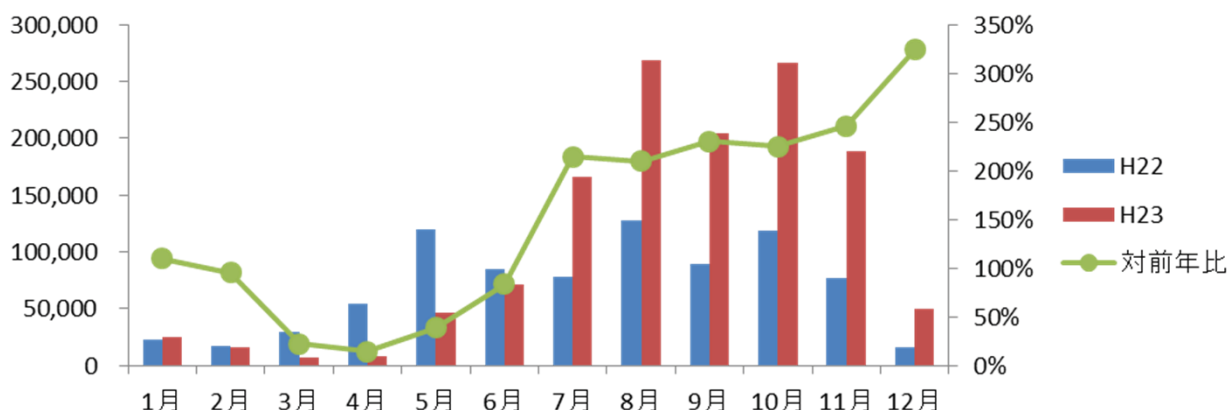


「平泉」作文コンクール

2 「世界遺産平泉」が東日本大震災津波からの復興の象徴として、地域に経済的、社会的な効果をもたらすものとなるよう、世界遺産登録記念イベント「平泉復興祭」(平成23年9月、参集者：21,000人)など、同遺産を活用した平泉エリアの地域振興を図るとともに、全県に波及させる取組を展開することにより、本県の復興を後押しする取組みを実施。

平泉の観光客は、平成23年1月～6月は東日本大震災の影響もあり、前年比52.5%であったが、7月～12月は世界遺産登録及び本事業の展開により、同226.4%となるなど、大きく上昇した。

【平泉の観光客入込状況(千人、%)】



## 6. 秋 田 県



# 記念貨幣の概要

## 発行概要



### 【発行趣旨】

- ◇地方自治法施行60周年を契機に、国において47都道府県毎の図柄を用いた記念貨幣を発行
- ◇記念貨幣の発行により、地方自治に対する理解を深め、地域活性化に寄与

### 【貨幣デザイン】

#### 千円銀貨幣

#### 五百円貨幣

千円銀貨幣		五百円貨幣	
表面	裏面	表面	裏面
表面：「白瀬轟（しらせのぶ）」と「なまはげ」 裏面：「雪」「月」「花」をイメージ（各都道府県共通）		表面：「白瀬轟」と「竿燈」 裏面：「古銭」をイメージ（各都道府県共通）	

### 【図柄コンセプト】

秋田県の記念貨幣は、秋田県出身の探検家白瀬轟中尉が、日本人初の南極探検を成功させてから、100年を記念して「白瀬日本南極探検隊100周年記念プロジェクト」に合わせて、発行されることになった。

#### ○白瀬轟

幼少期に抱いた南極探検の夢を、40年かけて実現。明治45年（1912）年1月16日に南極大陸に到着。4名の隊員とともに南極点を目指すも、食料の欠乏等から南極点到達を断念。同月28日、最終到達地点の一角を「大和雪原」と命名し、帰国。南極にある「白瀬氷河」は彼の名にちなむ。

#### ○なまはげ（「男鹿のナハマゲ」：国の重要無形民俗文化財：昭和53年指定）

なまはげは、毎年大晦日に男鹿半島の多くの地域で行われる民俗行事。鬼のような面に包丁などを手にした「なまはげ」が「泣く子はいねが」などと言いながら、家々を回って歩く。

#### ○秋田竿燈まつり（「秋田の竿燈」：国の重要無形民俗文化財：昭和55年指定）

毎年8月3日～6日に秋田市において行われる伝統行事。竿燈全体を米俵に見立て、額、腰、肩などにのせ、豊作を祈る。

# 関連する行事の開催等概要

## 「白瀬日本南極探検隊100周年記念プロジェクト」



### (趣旨)

秋田県出身の白瀬轟中尉を隊長とする南極探検隊が、南極探検を成功させてから100周年となったことから、この偉業を国内外に発信するとともに、秋田の元気づくりを図るため、平成21年度から3年間にわたり、多くの県民と国内関係者の参画のもと、白瀬に関する調査研究や様々なイベントを実施。

### (組織)

#### 白瀬日本南極探検隊100周年記念プロジェクト実行委員会

産学官の関係組織で設立され、プロジェクトの全体構成の企画・立案、県民運動による白瀬顕彰・情報発信等の推進を行う。

#### 白瀬日本南極探検隊100周年記念事業協賛会

協賛金の募金を通じ、100周年記念に際し、民間レベルで記念事業を支援することを目的に設立。

### (平成23年度の主な行事)

#### ・わくわく南極体験フェア



たくさんのチビッコが参加して、南極体験！

#### ・白瀬全国巡回展



南極OB会各支部や、全国の白瀬・南極関連施設の協力により、全国11カ所で「全国講演会・企画展」を開催。

#### ・大和雪原到達100周年記念式典



国立極地研究所(東京都立川市)に100周年記念のモニュメントを建立。

# 交付金事業概要

## 1 概要(実績)

金額 35,000千円

主な内容 白瀬日本南極探検隊100周年記念プロジェクトのうち、大和雪原(やまとゆきはら)到達100周年記念事業に関わる企画展等の開催

## 2 事業実施期間

平成23年4月1日～平成24年3月30日

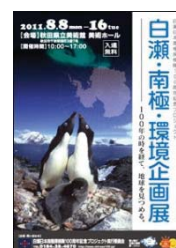
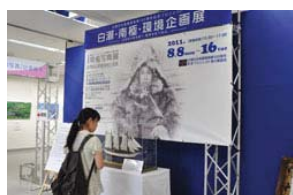
### ○白瀬・南極・環境企画展

開催期間:平成23年8月8日(月)～8月16日(火)

会場:秋田県立美術館 美術ホール

内容:高円宮妃殿下「野鳥の写真展」、藤原幸一氏「南極写真展」、白瀬轟の見た南極「南極探検企画展」、読み聞かせ・ブックトーク等

入場者 :1,479名



### ○県民ミュージカル「白瀬中尉物語ー南十字星のもとへー」

白瀬南極探検隊の「大和雪原到達100周年」を秋田県民の力で祝おうと、平成22年10月のオーディションで選ばれた県民の皆さんが、1年2か月の稽古を積み上げて、上演したミュージカル。

開催日:平成24年1月22日(日) :大仙市大曲市民会館(入場者:835人)

平成24年2月 5日(日) :秋田市文化会館(入場者:1,003人)



### ○国際講演会「南極探検時代の英雄たち」

開催日:平成24年2月25日(土)、26日(日)

会場:一橋記念堂 学術総合センター

内容:「白瀬南極探検から日本南極観測へ」  
「20世紀初頭、南極英雄時代の探検」



# 記念貨幣発行事業の効果

## 【全国的な拡がり】

南極OB会各支部と、全国の白瀬・南極関連施設の協力による全国11箇所での講演会・企画展の開催や、これまで関わりがなかった団体とも一緒にイベント等を実施したことにより、連携・協力の裾野が拡大したほか、そのイベントの中で秋田の伝統文化や伝統工芸品、観光資源についても周知等を行うことができた。

本事業は、「白瀬矗」の偉業を県内外に周知することを一つの目標としており、その指標としてインターネットによる「白瀬矗」のキーワード検索ヒット数を3年間で3倍にすることとしていた。その結果、平成22年度当初、約34,000件であったヒット数が、平成24年3月には、約148,000件と4倍に増えた。

## 【白瀬の偉業を世界へ】

本事業をきっかけとして、白瀬矗の刀を所蔵するオーストラリア博物館主催による企画展や、その刀が故郷にかほ市へ里帰りしたことを記念した企画展の開催、イギリスでの「南極記」の英訳本の発刊、海外から極地に関する研究者を招聘した「国際講演会」の東京開催などを行った。

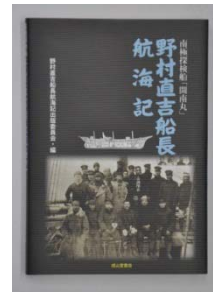
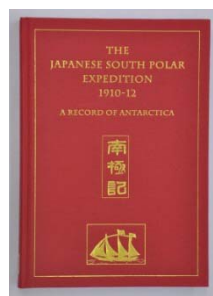
## 【白瀬の偉業を未来へ継承する】

県内外の小・中学生を対象にした「白瀬・南極出前講座」を実施し、白瀬矗の生き方や、業績を伝えるとともに、南極の自然を紹介することで地球環境への関心を高めることができた。

また、県民ミュージカル「白瀬中尉物語」や親子ミュージカルの公演により、多くの県民が白瀬南極探検隊の偉業を再認識できた。さらに、白瀬矗の生き様や南極探検という世界的な偉業を秋田の子どもたちに伝えることで、白瀬の偉業を未来へ継承するための一翼を担うことができた。



県内外の小・中学校で行われた「白瀬・南極」出前講座



「南極記」英訳本や「野村直吉船長航海記」を発行。白瀬隊が撮影した日本最初のドキュメンタリー映像となる「白瀬南極探検隊の記録」をDVD化し、県内の全小・中学校へ配布。

## 【最後に】

本事業を通じて、白瀬の偉業を含め、本県の豊かな伝統文化や自然などを国内外に情報発信し、秋田のイメージアップを図ることができた。また、県民ミュージカルや企画展の開催を通じて交流人口が拡大し、本県の地域活性化にもつながった。

# V 參考資料



## 地方分権振興交付金交付要綱

### (通則)

第1条 地方分権振興交付金の交付については、この要綱の定めるところによる。

### (交付の目的)

第2条 この交付金は、都道府県による地方分権及び地域活性化の一層の振興を図ることを目的とする。

### (交付の対象)

第3条 総務大臣は、地方自治法施行60周年記念貨幣（以下「記念貨幣」という。）の図柄を考案した都道府県に対し、次項に規定する事業（以下「事業」という。）に要する経費の一部に対する交付金（以下「交付金」という。）を、予算の範囲内で交付するものとする。

2 前項の事業とは次の各号に掲げるものをいう。

(1) 記念貨幣の図柄の考案又は記念貨幣の発行に関連して行う事業

(2) その他地方自治の伸展と地方自治法施行60周年記念の趣旨に沿って行う地方分権等の振興に資する事業

### (交付金の額)

第4条 都道府県に交付することができる交付金の額は、売却された当該都道府県に係る記念貨幣の枚数に350円を乗じた額を上限とする。

2 前項の枚数は、独立行政法人造幣局において把握するものとする。

### (交付の申請)

第5条 交付金の交付を受けようとする都道府県（以下この条及び次条において「申請者」という。）は、別途総務大臣の定める期日までに別記様式第1による交付申請書を総務大臣に提出しなければならない。

2 申請者は、前項の交付金の交付の申請をするに当たって、当該交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税法の税率を乗じて得た金額の合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

### (交付決定の通知等)

第6条 総務大臣は、前条の規定による交付申請書の提出があった場合には、当

該交付申請書の内容を審査し、交付金を交付すべきものと認めるときは、交付決定を行い、別記様式第2による交付決定通知書を申請者に送付するものとする。

- 2 総務大臣は、前項の交付決定を行うに当たっては、前条第2項本文により交付金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税等仕入控除税額を減額するものとする。
- 3 総務大臣は、前条第2項ただし書による交付の申請がなされたものについては、交付金に係る消費税等仕入控除税額について、交付金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。
- 4 総務大臣は、第1項の通知に際して必要な条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第7条 前条の通知を受けた都道府県（以下「事業者」という。）は、交付金の交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、交付金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から起算して30日以内に別記様式第3による交付申請取下届出書を総務大臣に提出しなければならない。

(変更の承認等)

第8条 事業者は、次の各号の一に該当するときは、あらかじめ別記様式第4による変更承認申請書を総務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 事業に要する額を変更しようとするとき。ただし、事業費の額の20%を超える額の減額に限る。
- (2) 事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。
  - ・事業の目的に変更をもたらすものではなく、かつ、事業者等の自由な創意により変更を認めることが、より効率的な目標達成に資するものと考えられる場合
  - ・事業の目的及び事業能率に関係なき事業計画の細部変更である場合
- (3) 事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 総務大臣は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(事業遅延の届出)

第9条 事業者は、事業が交付申請書に記載した予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は当該事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに別記様式第5による事業遅延報告書を総務大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第10条 事業者は事業の遂行及び支出状況について総務大臣の要求があったときは、速やかに別記様式第6による状況報告書を総務大臣に提出しなければならない。

(実績報告)

第11条 事業者は、事業が完了したとき又は廃止の承認を受けたときは、当該事業の完了の日又は廃止の承認を受けた日から起算して1月以内又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに別記様式第7により、当該事業の成果を記載した事業実績報告書を総務大臣に提出しなければならない。

2 事業者は、前項の実績報告を行うに当たって、交付金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(交付金の額の確定等)

第12条 総務大臣は、前条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る事業の実施結果が交付金の交付の決定の内容（第8条第1項に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき交付金の額を確定し、事業者に別記様式第8により通知するものとする。

(交付金の支払)

第13条 交付金は前条の規定により交付すべき交付金の額を確定した後に支払うものとする。

(消費税仕入控除税額の確定に伴う交付金の返還)

第14条 事業者は、事業の完了後に、消費税及び地方消費税の申告により交付金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、別記様式第9により速やかに総務大臣に報告しなければならない。

2 総務大臣は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 前項の返還期限は、当該命令のなされた日から起算して20日以内とし、期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(交付決定の取消し等)

第15条 総務大臣は、第8条の事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第6条の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変

更することができる。

- (1) 事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく総務大臣の処分若しくは指示に違反した場合
  - (2) 事業者が、交付金を事業以外の用途に使用した場合
  - (3) 事業者が、事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合
  - (4) 交付決定後生じた事情の変更等により、事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 総務大臣は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する交付金が交付されているときには、期限を付して当該交付金の全部又は一部の返還を命ずる。
- 3 総務大臣は、前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る交付金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項に基づく交付金の返還については、第14条第3項の規定を準用する。

#### (財産の管理等)

- 第16条 事業者は、事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、当該事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、交付金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 事業者は、取得財産等について、別記様式第10による取得財産等管理台帳を備え管理しなければならない。
- 3 事業者は、当該年度に取得財産等があるときは、第11条に定める報告書に別記様式第10による取得財産等明細表を添付しなければならない。
- 4 総務大臣は、事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

#### (財産の処分の制限)

- 第17条 取得財産等のうち、取得価額が単価50万円以上のものについて、交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ別記様式第11による財産処分承認申請書を総務大臣に提出し、その承認を得なければならない（総務大臣が別に定める財産の処分制限期間を経過した場合を除く。）。
- 2 前条第4項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

#### (交付金に係る経理)

- 第18条 事業者は、事業の経費については、帳簿及びすべての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

2 事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年間、総務大臣の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

（総務大臣の監督）

第19条 総務大臣は、必要があると認めるときは、交付金の交付の目的を達成するために必要な限度において、交付金の交付を受ける都道府県の長に対し、交付金の使途について必要な指示を行い、報告書の提出を命じ、又はその状況を実地に検査することができる。

附 則

（施行期日）

第1条 この要綱は平成20年6月23日から施行する。

総 務 大 臣 様

事業者の名称  
その長の職、氏名

平成 年度地方分権振興交付金交付申請書

標記について、交付金の交付を受けたいので、地方分権振興交付金交付要綱第 5 条の規定に基づき、関係書類を添え、下記のとおり申請します。

記

1 事業の内容

別紙 1、2、3 を添付してください。

2 交付金交付申請額

交付金交付申請額
(千円)

3 当該都道府県の予算書の当該事業関係部分（写し）を添付してください。



## 別紙 2

### 事業計画の概要

1 事業の目的

2 事業実施期間

3 事業計画 別紙 3 のとおり



別紙 3

(単位：千円)

区分	全体計画	本年度 計画額	対象 経費	
事業 の 内 容				
	合 計			
	その他経費			
	総 計			
財源 の内 訳	国庫支出金 地方債 その他特定財源 一般財源			
	総 計			

事業者の氏名  
その長の職、氏名 様

総 務 大 臣

平成 年度地方分権振興交付金交付決定通知書

平成 年 月 日付け〇〇第 号で申請のあった平成 年度地方分権振興交付金については、下記のとおり交付することに決定したので、地方分権振興交付金交付要綱第6条の規定に基づき、通知します。

記

1 対象の内容については、平成 年 月 日付け〇〇第 号の申請書記載のとおりです。

2 交付申請額

交付金額
(千円)

3 この交付金は、地方分権振興交付金交付要綱第6条に掲げる事項を条件に交付します。

4 この交付金の交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における申請の取下げをすることができる期限は、平成 年 月 日とします。

総 務 大 臣 様

事業者の名称  
その長の職、氏名

平成 年度地方分権振興交付金の交付申請取下届出書

平成 年 月 日付け総行合第 号で交付決定のあった平成 年度地方分権振興交付金の交付の申請を取り下げたいので、地方分権振興交付金交付要綱第7条の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

記

1 交付の申請を取り下げようとする理由

2 交付決定額

金 額
(千円)

総 務 大 臣 様

事業者の名称  
その長の職、氏名

平成 年度地方分権振興交付金計画変更承認申請書

平成 年 月 日付け総行合第 号で交付決定のあった平成 年度地方分権振興交付金の事業の内容を変更したいので、地方分権振興交付金交付要綱第8条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 事業の内容を変更しようとする理由

2 変更しようとする事業の内容

別紙2、3を添付してください。

区 分	交 付 金 額
変 更 後	(千円)
変 更 前	(千円)

## 別紙 2

### 事業計画の概要

1 事業の目的

2 事業実施期間

3 事業計画 別紙 3 のとおり

別紙 3

(単位：千円)

区分	全体計画	本年度 計画額	対象 経費	
事業 の 内 容				
	合 計			
	その他経費			
	総 計			
財源 の内 訳	国庫支出金 地方債 その他特定財源 一般財源			
	総 計			

総 務 大 臣 様

事業者の名称  
その長の職、氏名

平成 年度地方分権振興交付金に係る事業の遅延報告について

平成 年 月 日付け総行合第 号で交付決定のあった平成 年度地方分権振興交付金に係る事業について、事業が予定の期間内に完了し難くなったので、地方分権振興交付金交付要綱第9条の規定に基づき、下記のとおり提出します。

記

1 遅延の理由

2 事業の施行の経過

3 事業完了予定日

区 分	事業の完了予定日	備 考
変 更 前		
変 更 後		

総 務 大 臣 様

事業者の名称  
その長の職、氏名

平成 年度地方分権振興交付金に係る事業の状況報告書

地方分権振興交付金交付要綱第10条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

○ 事業の状況



総 務 大 臣 様

事業者の名称  
その長の職、氏名

平成 年度地方分権振興交付金に係る事業実績報告書

平成 年 月 日付け〇〇第 号で申請し、平成 年 月 日付け総行合第 号により交付決定のあった平成 年度地方分権振興交付金に係る事業につき〔完了・廃止〕したので、地方分権振興交付金交付要綱第11条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 事業の実績内容

別紙のとおり

2 交付金額

金 額
(千円)



(添付書類の例)

- ・ 研究会・検討会の開催： 報告書、開催状況、議論の経過が分かる資料
- ・ シンポジウムの開催： 当日の様子がわかる写真、シンポジウムのプログラム、報告書

○ 事業の効果

今後の地方分権及び地域活性化の振興という観点から他の都道府県にとって参考となるよう、本交付金に係る事業がもたらした効果を具体的に記述してください。

別紙

(単位:千円)

区分	全体計画 (事業が完了している場合、実績を記載)	本年度 実績額	対象 経費	
事業 の 内 容				
	合 計			
	そ の 他 経 費			
	総 計			
財源 の 内 訳	国庫支出金 地方債 その他特定財源 一般財源			
	総 計			

(注) 契約書 (写し) 及び契約内容の完了を証する書面 (写し)、これらが無いものにあつては支出負担行為決議書 (写し) 及び事業内容の詳細を示す支出項目の一覧表を添付してください。

事業者の名称  
その長の職、氏名 様

総 務 大 臣

平成 年度地方分権振興交付金交付額確定通知書

平成 年 月 日付け〇〇第 号で実績報告のあった平成 年度地方分権振興交付金に係る事業については、これを確定し、平成 年度地方分権振興交付金の額を下記のとおり決定しましたので、地方分権振興交付金交付要綱第 1 2 条の規定に基づき、通知します。

記

確 定 交 付 額

千円

総 務 大 臣 様

事業者の名称  
その長の職、氏名

平成 年度消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書

地方分権振興交付金交付要綱第14条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- |                                     |   |
|-------------------------------------|---|
| 1 交付金額（要綱第12条第1項の規定により通知した額）        | 円 |
| 2 交付金の確定時における消費税等仕入控除税額             | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税額の確定に伴う交付金に係る消費税等仕入控除税額 | 円 |
| 4 交付金返還相当額（3－2）                     | 円 |

（注）別紙として積算の内訳を添付してください。

別記様式第10

取得財産等管理台帳（年度）  
取得財産等明細表

（単位：千円）

財産名	区分	規格	数量	単価	金額	取得年月日	耐用年数	保管場所	交付率	備考

- (注) 1 本様式は、取得財産等管理台帳、取得財産等明細表両表とし、いずれかを表示のこと。
- 2 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が本要綱第17条第1項に定める処分制限額以上の財産とする。
- 3 財産名の区分は、(イ)事務用備品、(ロ)事業用備品、(ハ)書籍、資料、(ニ)無体財産権（工業所有権等）、(ホ)その他の物件（不動産及びその従物）とする。
- 4 数量は、同一規格であれば一括して掲載して差し支えない。ただし、単価が異なる場合には区別して記載のこと。
- 5 取得年月日は検収年月日を記載すること。

番 号  
年 月 日

総 務 大 臣 様

事業者の名称  
その長の職、氏名

平成 年度地方分権振興交付金に係る財産処分承認申請書

平成 年度地方分権振興交付金に係る財産処分の承認を受けたいので、地方分権振興交付金交付要綱第 1 7 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

- 1 品目及び取得年月日
  
  
  
  
  
  
  
  
  
  
- 2 取得価格及び時価
  
  
  
  
  
  
  
  
  
  
- 3 処分の方法
  
  
  
  
  
  
  
  
  
  
- 4 処分の理由